

第 2 ワーキンググループ（第 3 回）

厚生労働省提出資料

（雇用・労働関係統計調査における対象選定（対象産業、対象規模、対象事業所等）及び世帯統計調査における調査設計）

厚生労働省が実施する主な雇用・労働統計調査の調査対象について

調査名	毎月勤労統計調査			雇用動向調査	雇用構造調査				就労条件総合調査	労働経済動向調査
	全国調査、地方調査	特別調査	賃金構造基本統計		派遣労働者実態調査(予定)	パートタイム労働者総合実態調査	就業形態の多様化に関する総合実態調査	若年者雇用実態調査		
目的	給与、労働時間及び雇用の変動を毎月明らかにすること	全国調査及び地方調査を補完すること	賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数別等に明らかにすること	労働力の移動や未充足求人状況等の実態を明らかにすること	派遣労働者の就業実態並びに事業所における派遣労働者の受け入れ状況等を把握すること	パートタイム労働者の雇用管理、勤労状況等に関する実態を把握すること	就業形態の実態、労働者の意識、就業環境全般等について把握すること	事業所における若年者の雇用状況、若年者の就業の希望、実際の就業の状況及び就業に関する意識を把握すること	企業の賃金制度、労働時間制度、定年制等について総合的に調査し、就労条件の現状を明らかにすること	景気の動向、労働力需給等の変化が、雇用、労働時間等に及ぼしている影響を把握すること
周期	毎月	毎年	毎年	年2回	不定期(H24)	不定期(H23)	不定期(H22)	不定期(H21)	毎年	年4回
対象産業	日本標準産業分類16大産業	日本標準産業分類16大産業	日本標準産業分類16大産業	日本標準産業分類16大産業	日本標準産業分類16大産業	日本標準産業分類16大産業	日本標準産業分類16大産業	日本標準産業分類16大産業	日本標準産業分類15大産業	日本標準産業分類12大産業
対象規模	5人以上の常用労働者を雇用する事業所	1～4人の常用労働者を雇用する事業所	5人以上(※)の常用労働者を雇用する事業所	5人以上の常用労働者を雇用する事業所	5人以上の常用労働者を雇用する事業所	5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所	5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所	5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所	30人以上の常用労働者を雇用する民営企業	30人以上の常用労働者を雇用する民営事業所
対象数	約4万4,000事業所	約2万5,000事業所	約7万7,000事業所	約1万5,000事業所	約1万7,000事業所	約1万事業所	約1万7,000事業所	約1万7,000事業所	約6,100企業	約5,800事業所
調査対象の設定の考え方など		全国調査で対象外となる規模について調査を行うもの	(※)5～9人の常用労働者を雇用する事業所については、民営事業所であって5～9人の常用労働者を雇用する企業に属する事業所に限っている			今後、公営事業所も対象として、対象産業、対象規模、対象数を統一していきたい			労働時間制度や定年制度、賃金制度等は、企業ごとに定められることが多く、企業を対象に調査を行うもの	景気の動向の影響を受けやすい代表的な産業等に調査対象を限定して速報性を高め効率的に調査を行うもの

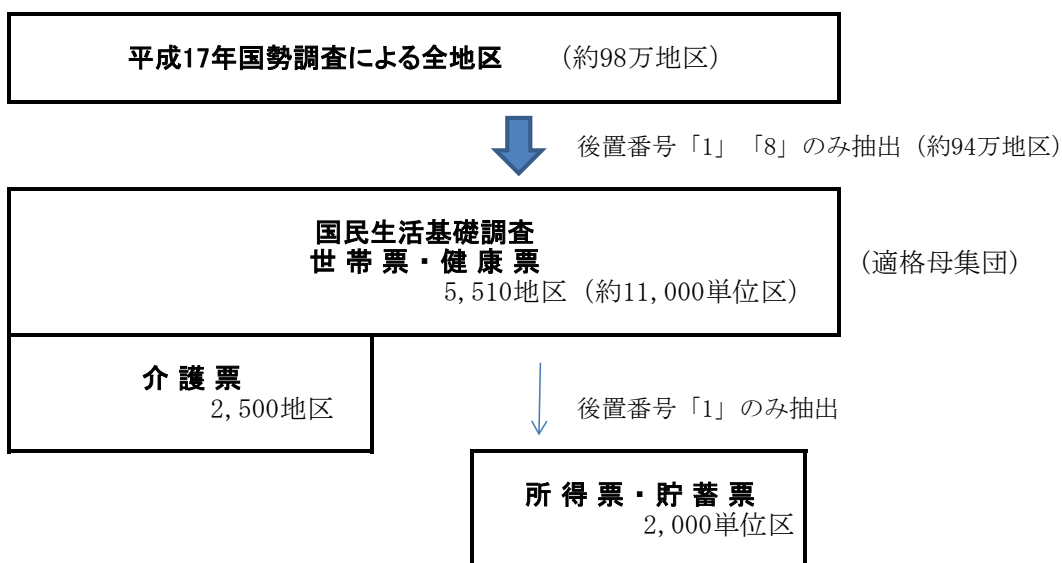
少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した厚生労働省の主な世帯調査

調査名	国民生活基礎調査	21世紀出生児縦断調査	21世紀成年者縦断調査	中高年者縦断調査	出生動向基本調査	全国家庭動向調査	世帯動態調査
目的	保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定すること	同一客体を長年にわたって追跡する縦断調査として、平成13年度から実施している統計調査であり、21世紀の初年に出生した子の実態及び経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等の施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得ること	調査対象となった男女の結婚、出産、就業等の実態及び意識の経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得ること	団塊の世代を含む全国の中高年者世代の男女を追跡して、その健康・就業・社会活動について、意識面・事実面の変化の過程を継続的に調査し、行動の変化や事象間の関連性等を把握し、高齢者対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得ること	他の公的統計では把握することのできない結婚ならびに夫婦の出生力に関する実状と背景を定時的に調査・計量し、関連諸施策ならびに将来人口推計をはじめとする人口動向把握に必要な基礎資料を得ること	家庭動向を全国規模で把握しうる唯一の大標本調査として、他の公式統計では捉えることの出来ない出産・子育て、老親の扶養・介護をはじめとする家庭の諸機能の実態、変化要因を把握し、社会サービス施策の重要性が高まるなかで少子高齢化、とりわけ少子化への対応の基本的方向性を示し、厚生労働行政施策立案の基礎資料を提供すること	世帯の形成・拡大・縮小・解体などの世帯変動の動向を把握するとともに、世帯数の将来推計のための基礎資料を提供すること
周期	年1回(3年毎に大規模調査)	年1回	年1回	年1回	5年(平成22年)	5年(平成20年)	5年(平成21年)
調査の対象	全国の世帯及び世帯員	全国の2001年(平成13年)1月10日から同月17日の間及び同年7月10日から同月17日の間に出生した子を対象とし、厚生労働省が人口動態調査の出生票を基に調査客体を抽出	全国の20～34歳(平成14年10月末日現在)である男女及びその配偶者を対象とし、平成13年国民生活基礎調査の調査地区から無作為抽出した1,700地区内の当該男女	平成17年10月末現在で50～59歳である全国の男女を対象とし、平成16年国民生活基礎調査の調査地区から無作為抽出した2,515地区内の当該男女	国民生活基礎調査の調査地区から無作為抽出した840地区内のすべての世帯	国民生活基礎調査の調査地区から無作為抽出した300地区内のすべての世帯	国民生活基礎調査の調査地区から無作為に抽出した300地区内のすべての世帯
対象数	(大規模調査) ・世帯票、健康票(約29万世帯) ・介護票(約7,000人) ・所得票、貯蓄票(約4万世帯) (簡易調査) ・世帯票(約5万7,000世帯) ・所得票(約1万世帯)	約5万4,000人 (平成22年追加分約4万4,000人)	約3万4,000人 (平成24年追加分約5万4,000人)	約4万1,000人	(夫婦調査) 約9,000組 (独身者調査) 約1万4,000人	約1万5,000世帯	約1万5,000世帯

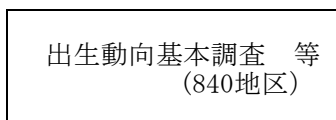
厚生労働省 世帯統計調査における調査設計について

○世帯統計調査のフレーム

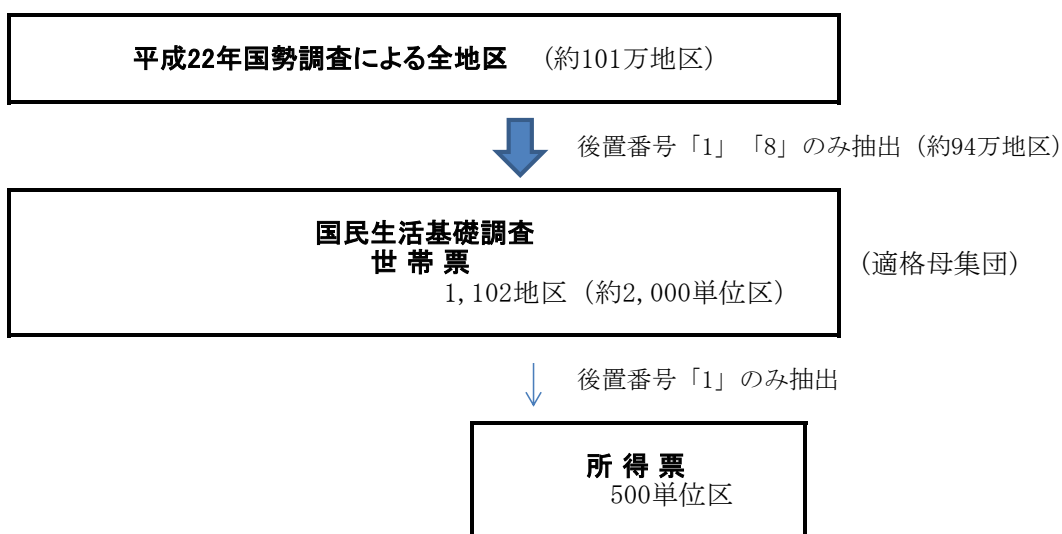
【大規模調査（平成22年調査）】



【後続調査】



【簡易調査（平成24年調査）】



【後続調査】



○課題

・所得票・貯蓄票の拡充

【統計法施行状況報告 基本計画】

(国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、これらの調査票の標本規模を拡大すること等について検討する。)

⇒調査員確保が困難

・回収率の向上

(世帯票の回収率が後続調査に影響＝適格母集団が減少)

○対応

・調査項目の見直し

(5調査票(世帯、健康、介護、所得、貯蓄)の統一)
(項目数(全調査票で約120項目)の調整)

・調査ルート、期日の一元化

(オンライン化も期待＝更なる回収率の向上)

試験調査を企画
(厳しい財政事情のため未実施。(平成23年度))

健康票等においては次期健康日本21の指標(現状値、目標値)に利用されるなど、時系列で確保する項目が多いことに留意する必要。

今後、記入者負担や調査員負担の軽減が認められるか等の
検証のため試験調査を実施する予定。